

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

佐賀労働局雇用環境・均等室

職場のハラスメント特別相談窓口のご案内

《 令和3年12月1日～令和4年3月31日 》

相談
無料

職場の パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児介護休業等に関するハラスメント 等



パワハラ防止の義務化に向けて何をしてよいかわからない

事業場で、ハラスメントの相談をしても対応してもらえない

★取引先や顧客等からのカスタマーハラスメントに関する相談

★就職活動中のセクシュアルハラスメントに関する相談

★新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等にも対応

●佐賀労働局雇用環境・均等室

電話 0952-32-7218

受付時間 8:30～17:00 (土日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

●ハラスメント悩み相談室 (厚生労働省委託事業)

☐ 電話相談 0120-714-864

(受付時間: 月曜～金曜 12:00～21:00

土曜・日曜 10:00～17:00)